

# 天海訴訟を支援する会

## ニュース 2016/12/22 No. 8

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町5-417-222

グリーンハイツ109 障千連内

TEL・FAX 043-308-6621

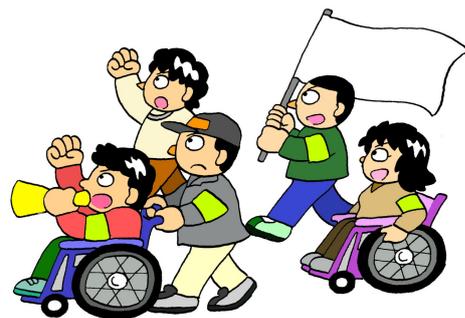
カンパ金振込先

〒振替 00180-6-27389 障千連通信欄に

「天海訴訟」と書いてください

# 第8回口頭弁論は2017年2月7日(火)14時

## 応援傍聴よろしく お願いいたします



### 午後1時からきぼーるより街頭宣伝。裁判所まで歩きます

## 第7回口頭弁論報告

11月29日、天海訴訟の第7回口頭弁論が千葉地方裁判所で開かれました。今回は、こちらからの千葉県内自治体調査にたいして、被告千葉市からの準備書面(3)が出されました。

### 被告の言い分1) 22自治体の対応は「不公平」である

被告は、「各自治体の対応について、引き続き申請勧奨を行うとする自治体が22あるが、障害者福祉サービスを運用している理由が明確でない。運用が各自治体に任されているにしても、この22の自治体の対応は不公平な処理になると考えられて、総合支援法第7条で介護保険優先は決まっているのに、いつまで続けるのかという問題がある。」と述べています。

## 被告の言い分2

## 障害者福祉サービスの継続を求めた原告の意向を確認した上で申請を却下

被告は、「本人の個々のケースに応じて具体的な利用意向を把握したうえで、「上乘せ」「横出し」を行うなど、十分説明を行って本人の利用意向を確認したうえで、今回の却下処分になったのであり、原告は、市の説明を受けて状況を理解しながら、自分の意志で介護認定をしなかったのであるから、いったん障害福祉サービスを支給するというような措置を講ずる特段の必要はなかったものであり、被告の対応は裁量権を逸脱したものとはいえない。」と述べています。

## 原告の調査

## 障害者福祉サービスを却下した自治体はない

原告からは、社保協で出された文書の平成27年度に限って集計しなおしたアンケートを提出しています。それによると、千葉県内市町村の中で、65歳になられた方は299名、そのうち最終的に介護保険に申請された方が84名、申請勧奨を継続している方が22名、それから障害者福祉サービスの継続している方が162名、障害者福祉サービスの利用申請却下扱いは0名、その他不明ということで、平成27年度では利用申請却下は0名です。さらに社保協から、全国20の政令都市に対してアンケート調査を行っていただき、9市から回答を得ています。ただし回答内容について、障害福祉サービス申請を却下したところはありませんでした。千葉市については、65歳になった障害者90名中、36名が障害者福祉サービスを継続しているということで、「上乘せ」が11名、「横出し」が25名、申請勧奨に応じなかったのは0名と答えています。

# 申請事実についての具体的情報を集めよう!

そもそも被告のいう申請勧奨とはなんなのか。強引な申請勧奨、申請強要等、申請事実についての情報収集が大事です。千葉市は、サービスを全部ストップしたら障害者の生活ができなくなるという認識がないのです。今後ともみんなで力を合わせて頑張りましょう

## 第6回口頭弁論の報告をします

10月11日、天海訴訟の第6回口頭弁論が千葉地方裁判所で開かれました。

## 自助、共助、公助とは

第7回口頭弁論では、前回8月に被告千葉市側が「自助・共助・公助が社会保障の原則であり、介護保険優先は自助優先から導き出され、憲法違反とは言えない」との主張に対し、原告側から「共助には共助による保障、公助には公助による保障が原則であり、どちらかが優先されるものではない。仮に優先されるとしても不合理な権利侵害は許されない」と反論しました。



## 実態が力になる

また裁判長から注文されていた他の自治体の対応について、県社保協の自治体アンケートの結果を報告しました。県内54自治体の内、65歳に達した障害者が介護保険の申請に応じない場合の対応について、障害者福祉サービスの利用申請を却下する自治体は、被告千葉市と白井市のみであり、平成27年度中に却下した例はないことが示されました。口頭弁論後に実施された報告集会では、弁護士から「裁判長がアンケートについて興味を示し、質問や注文が出され今後期待したい」と述べ、県社保協の藤田事務局長は「アンケートが役立って良かった。実態が力になると確信した」と発言しました。